

令和元年度 第4回 横浜市中心卸売市場開設運営協議会会議録

日 時	令和元年 10 月 8 日（火）午後 2 時 00 分～午後 3 時 30 分まで
開催場所	横浜市中心卸売市場本場 市場センタービル 3 階研修室
出席者	若杉会長・森副会長・山下委員・藤島委員・長岡委員・多賀谷委員・福留委員・芦澤委員・石井（良）委員・荒木委員・山口委員・布施委員・石井（孝）委員・明澤委員・出川委員（計 15 名）
欠席者	高力委員・真壁委員・後藤委員・鈴木委員・福岡委員（計 5 名）
開催形態	公開（傍聴者 3 名）
議 題	(1) 令和 2 年（2020 年）における臨時休業日及び臨時開場日の設定について（諮問） (2) 業務規程について（第 2 回） (3) 横浜市中心卸売市場経営展望について（第 2 回） (4) その他 令和元年（2019 年）における食肉部の臨時開場日の変更について
決定事項	(1) 審議の結果、事務局案を承認した。 (2) 文言の微修正等を含め会長に一任して答申を決定 (3) 継続審議 (4) 審議の結果、事務局案を承認した。
報告事項	なし
資 料	1. 次第 2. 横浜市中心卸売市場開設運営協議会委員名簿（資料 1） 3. 座席表（資料 2） 4. 令和 2 年（2020 年）における臨時休業日及び臨時開場日の設定について（資料 3 - 1） 5. 横浜市中心卸売市場業務条例 抜粋（資料 3 - 2） 6. 令和 2 年（2020 年） 臨時休業日・臨時開場日（青果部）【案】（資料 3 - 3） 7. 令和 2 年（2020 年） 臨時休業日・臨時開場日（水産物部・鳥卵部）【案】（資料 3 - 4） 8. 令和 2 年（2020 年） 臨時休業日・臨時開場日（食肉部）【案】（資料 3 - 5） 9. 卸売市場法改正を踏まえた業務規程の改正について（資料 4） 10. 横浜市中心卸売市場 経営展望計画期間における取扱数量・金額目標について（資料 5 - 1） 11. 横浜市中心卸売市場 食肉市場 経営展望（概要版）（案）（資料 5 - 2） 12. 令和元年（2019 年）における食肉部の臨時開場日の変更について（資料 6） 【参考資料】 前回協議会（令和元年度 第 3 回）配付資料 13. 横浜市中心卸売市場業務条例・施行規則 14. 横浜市中心卸売市場経営展望（案）＜平成 31 年 3 月現在版＞

議 事

【開会】

会長より開会にあたってのあいさつ。

議事へと進む。

【議題1：令和2年（2020年）における臨時休業日及び臨時開場日の設定について】

事務局より、資料3-1～資料3-5に基づき説明。

（質疑等）

若杉会長：ご意見やご質問等がありますか。

委 員：～特に意見等挙がらず～

若杉会長：ご意見等ないようでしたら、事務局案のとおり承認してよろしいでしょうか。

委 員：～異議なし～

若杉会長：皆様のご異議がありませんので、案のとおり承認いたします。「令和2年（2020年）における臨時休業日及び臨時開場日の設定について」、皆様からご賛同をいただきましたので、その旨、答申いたします。

【議題2：業務規程について（第2回）】

事務局より、資料4に基づき説明。

（質疑等）

福留委員：2（1）3「市長及び市場関係者の責務」についてですが、市長の責務のところ、「災害時には生鮮食料品等の供給拠点としての役割を担えるよう迅速に対応する。」と記載されており、内容は分かります。しかし、役割という言葉は、担うという意味をすでに持っていると考えますので、「役割を『果たすべく』迅速に対応する。」というのがよろしいかと思いますが、いかがでしょうか。それから、卸売業者、仲卸業者、関連事業者それぞれの責務に、「自らの創意工夫により」という表現を追加していますが、追加した趣旨をもう一度ご説明をお願いします。

事務局：ただいまのご意見につきまして、「役割を担えるよう」という表現にすべきか、「役割を果たすべく」という表現にすべきかどうかは、委員の皆様のご意見を伺いまして、適切な表現に改めさせていただければと思います。「自らの創意工夫により」という部分でございますが、商店街振興において、多くの事業者さんが携わっている中で、それぞれの事業者さんが自ら創意工夫をすることにより発展していきましよう、という考え方の表現でございます。市場におきましても、多くの事業者さんが関わっておりますので、それぞれが自ら創意工夫

をしていきたいと思いますという趣旨で、この表現を追加させていただいたものでございます。

福留委員：前者については表現上の問題で、「役割を担う」というのは状態を表しますが、「迅速に対応する」というのはアクションの問題なので、修正した方がいいかなと思いました。自然な表現にしていいただければと思います。後者の問題については、「自らの創意工夫により」努めなければならないという一種の義務のように、かなりはっきり書かれていますが、この辺のところは、それぞれの事業者の皆様印象としてはいかがなものなのかお聞きしたいところです。

若杉会長：ありがとうございます。他にご質問やご意見はありますか。

藤島委員：今ご指摘いただいたところで、2(1)3の「責務」の「災害時には生鮮食料品等の供給」という部分ですが、「災害時」の前に「市内への」あるいは「市民への」という言葉を入れるのはどうかというのを検討いただきたいと思います。2(1)1の「目的」では「市民生活の安定に資する」ということで、非常にいいことだと思っております。市民生活の安定に資するというのは具体的にどういうことなのかを示すために、「責務」のところでも「市内への」あるいは「市民への」生鮮食料品等の供給拠点となりますよ、というのを入れていただくのがいいのではないかと思います。理由としては、今後、横浜市中央卸売市場の商圈が拡大するのは間違いないと思っております、商圈が拡大することによって市場活性化すると言いますか、市場の取扱量や取扱高が増えるということは、開設者側から見れば、市場使用料が増えるということになります。結果として、横浜市の一般会計からの繰入金が少ないということでもありますので、非常にいいことだと思っております。商圈が拡大すること自体は問題ありませんが、商圈が拡大すると、なぜ横浜市が中央卸売市場の開設者にならなければならないのか、なぜ横浜市が一般会計から繰入なければならないのか、という問題が出てくるのは間違いないと思います。商圈が拡大すればするほど、横浜市が開設者になることが問題になってくると思います。そうなりますと、前回、横浜市が開設者になるという答申をされていますが、場合によっては実行するのが難しくなることも出てくるのかなと思います。そういうことを考えますと、災害時には「市内への」あるいは「市民への」という言葉を入れていただくのが良いと思います。どうかご検討いただければと思います。

若杉会長：事務局は、案をまとめるにあたり、今のご意見を尊重していただければと思います。

事務局：災害時につきましては、横浜市が被災する場合、周辺地域が被災して他都市に生鮮食料品等を供給する立場になる場合等、色々なパターンが考えられると思います。横浜市が被災した場合は、当然、横浜市の中央卸売市場として、市民に対して生鮮食料品等を供給する役割が重要となりますが、横浜市場で賄えない分ですとか、横浜市場が被災する場合もございま

す。中央卸売市場同士で協定を結んでおりますので、被災時にはそれぞれの中央卸売市場が協力するという立場もございます。色々なパターンが考えられる中で、それを個別に書くのか、現在のような大きな形での書き方にするのかというところで、市民に対してということと言うと、それ以外のパターンをどう考えるのかというのもございますので、そのようなことを含めてご意見をいただければと思います。

藤島委員：今おっしゃったことは私もよく分かりますが、災害時にお互い助け合うのは当然のことだと思います。ただ一方で、例えば、横浜市を含めた広域が災害にあった時、横浜市としては、横浜市民に対して責任を負うのが当然で、他の市の人々に対しては、他の地方自治体が責任を負うべきだと思います。だからこそ、自治体という言葉が出てくるのだと思います。横浜市が何の問題もなければ、当然他にも手を差し伸べると言いますか、支援するというのは当然のこととしたうえで、やはり何かあった時には、横浜市の中央卸売市場は横浜市の皆様のおかげで成り立っていますので、まずは横浜市の皆様に責任を負いますよ、というようなことを出してもいいのではないかと思います。そうでなければ、どういったところで市民生活の安定に資するのかと。横浜市中央卸売市場の商圈が広がると、横浜市以外に対しても、その全ての市民生活の安定に資するのかと。なぜ横浜市民だけが卸売市場を維持する努力をしなければならないのか、ということになるのではないかと思います。今おっしゃっていることはそのとおりだと思いますので、お互いの助け合いを基本としたうえで、さらに「市内へ」、あるいは「市民へ」というのを考えていくのかなと思います。そうしないと、「市内へ」、あるいは「市民へ」という文言を具体的に出す場がないのではないかと思います。

若杉会長：ありがとうございました。他にご質問やご意見はありますか。

委員：～特に意見等挙がらず～

若杉会長：特にご意見等がなければ、業務規程についての議論を終わらせていただきます。今回の議論を持ちまして、当協議会としての議論は終わりにいたします。今後の手続きにつきましては、ただ今のご意見等を踏まえまして、文言の微調整等を含め、会長の私に一任させていただきます、事務局と相談しながら答申したいと思いますが、よろしいでしょうか。

委員：～異議なし～

若杉会長：ありがとうございました。それでは、この件につきましては、以上を持ちまして終了とさせていただきます。

《次の議題の議論中、業務規程について言及あり》

【議題3：横浜市中心卸売市場経営展望について（第2回）】

- ①三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 清谷氏より、資料5-1に基づき戦略6・7（P36～40）を説明
- ②事務局より、資料5-2に基づき説明
(質疑等)

石井（孝）委員：P36の一番下の黒点で、「関係者との連携によるイベント開催・賑わいづくりの支援」の「水産物・青果物などの食をテーマとした物販・飲食を中心とする」というところですが、「物販」というのは水産物・青果物を売るということですか。

清谷氏：具体的なことはまだ決まっておりませんが、横浜市の政策に、横浜市場周辺地域に賑わいエリアを作っていくという政策がございまして、その際には、市場施設と連携して、マルシェ等のイベントを開催する想定をしております。どのような物販・飲食になるのかは、実情として、まだ何も決まっておられません。

石井（孝）委員：年1回の市場まつりでも、青果物を売ると、地域によっては1週間くらい影響することがあります。物販については、販売促進に繋がるような物の売り方・PRの仕方をしてもらいたいです。横浜ブランドを売る、他県の特産品をPRしながら売るなど、先の販売に繋がるようにしていただきたいと思います。

清谷氏：お預かりいたします。

若杉会長：他にはご意見等ございますか。

藤島委員：食肉市場の経営展望案（資料5-2）の1枚目の将来像1に、「豊富な品ぞろえ」というのがありますが、「豊富な品ぞろえ」というのは具体的にどういうことをイメージされているのでしょうか。少し分かりにくかったです。

事務局：「豊富な品ぞろえ」ですが、格付けのABC等、それから地域・地方・産地・ブランド等、そういうものが品ぞろえとして多くあればということでございます。

藤島委員：主に牛ですか。

事務局：豚もございます。牛の方が産地は広いです。

藤島委員：わかりました。ありがとうございます。

若杉会長：他には、ご意見等ありますでしょうか。

布施委員：戦略6の一番下の黒点で、マルシェについては、都市計画上の賑わいエリアという位置付けで、山内ふ頭絡みのことですね。私としては、南部市場の賑わい創出事業と同じ位置付けなのかと思っているのですが、P37の図表2-23「取組概要及び実施主体」によると、実施主体は開設者が「▲」になっています。これは、事業者任せ、事業者主体なのかという印象ですが、そういう意味では南部の賑わい創出事業のスタンスとは違うという

ことなののでしょうか。これは「●」でもいいのではないのでしょうか。

事務局：低未利用地をマルシェ等のイベントで活用していくということになっておりまして、南部の賑わい施設のような活用となりますと、いろいろな課題を解決していかなければならないと思いますので、ここでもそういう活用をするということであれば、少なからず行政が関わらないと進まないということが出てくるかと思います。私共としましても、この場所を有効活用していきたいという思いは同じですので、前回もご意見いただきました「●」「▲」というのは、引き続き経営展望ワーキンググループの方でも精査させていただければと思います。

若杉会長：他にはご意見等ございますでしょうか。

山下委員：経営展望の方ではなく、一つ戻って業務規程についての意見になりますが、経営展望を見ていると「市民等」という表現が残っています。それで、少し考え直しますと、資料4の「市民等」を「市民」に変えたということで、前は横浜市が運営するから市民のためだという話になりましたが、いわゆる賑わいとたくさん物を買うということを考えると、市外や県外から来た人たちにもどんどん食べてもらわなければならないと思います。例えば、お店では、外国や日本の他地域から人が来て、その方々がこの横浜市中央卸売市場を通った食品を好んで食べていただく、消費していただくということになりますと、市内の飲食店やスーパー等を通じた「市民等」へのサービス提供ということではないかと思返しました。でも、またここで蒸し返すのもどうかと思いますので、これ以上は申し上げませんが、少し業務規程で小さくし過ぎたのではないかと経営展望を見ながら思いました。私の感想です。

若杉会長：ありがとうございます。業務規程の話がありました。他にご意見等ありますか。

布施委員：業務規程の話に戻ってよろしいのでしょうか。資料4の2（1）2の「定義」について、卸売業者、仲卸業者、売買参加者等の定義を新設されたということですが、市場取引委員会で議論されていて、3ページ目の参考の市場取引委員会審議事項2番目に記載されています「相対取引事業者」が新設されました。市場内の取引事業者、取引関係者の一つではないかと思いますが、同じように卸売業者から買い受けする、相対取引で買えるという事業者です。こちらについての定義は、新条例が施行された後に付け加えるということだと私は思っているのですが、規定しないのでしょうか。なぜかと言うと、仲卸業者も売買参加者も、同じように荷受から買う取引業者なので、公平や平等という観点からも、どのような定義をして、どのように扱うのかということがすごく重要だと思います。6月以降、新規に定義するというのであれば構いませんが、あえてここで定義しなかったのはどうということなのか、確認させて下さい。

事務局：定義につきましては、売買参加者の他に関連事業者等についても規定していますが、相対取引事業者については規定していません。相対取引事業者につきましては、一定の制限がかかるルールがございますので、法制担当部門とも相談し、定義という形ではなく別のところで相対取引事業者を定めているところです。

布施委員：定義はするのですか。しないのですか。

事務局：2番目にあります新設される定義のところで定めるということにはなっておりません。

布施委員：意見になると思いますが、荷受から買受をする仲卸業者、売買参加者と全く同じように買受をする相対取引業者という位置付けならば、どこかできちんと市場の構成員として定義する必要があるのではないかと思います。先ほども言いましたが、公平・平等の観点からも非常に大事なことなので、どこかでしっかりと定義していただきたいと思います。

事務局：卸売業者、仲卸業者、売買参加者、関連事業者、それぞれ資格要件等を満たして、報告等をしていただくという部分がございます。相対取引事業者につきましては、事前に届け出をしていただくということで、非常に簡易な方法で報告していただくというものですので、そこは定義すべきかどうかで大きな違いになってくるのかなと思っています。

布施委員：業務許可と事前申請のみの違いということでしょうか。ただ、先ほど申し上げたとおり、取引ということでは平等的な話なので、そこはしっかり重要視して扱っていただきたいと思います。以上です。

若杉会長：他に何かご意見ご質問はございますか。

事務局：本日ご欠席されている高力委員からご意見をいただきましたので、ご紹介させていただきます。事前に配付した資料を見ていただいてのご意見です。「食肉市場の経営展望については、課題－基本戦略－将来像までのつながりがわかりやすく、実施主体も的確で、スケジュールに関しても、短期・中期・長期という見通しのもとで策定されるフォーマットとなっており、前回の討議内容が反映されていてとても良いと考えます。欲をいえば、基本戦略1～3における、横浜市中心卸売市場の「強み」、他の市場に比較して秀でていると考える、あるいは秀でさせる「ポイント」、とくに強化すべき「ブランド」などを明確にして、それを、最終的に戦略4の「コンテンツ」につなげていく、というように、各戦略を統合していくような「軸」ができれば、さらに強い経営展望となっていくのではないかと考えました。」以上です。

若杉会長：ありがとうございました。他にご意見等がないようですので、「横浜市中心卸売市場経営展望の検討状況について」終了させていただきます。ただいまのご意見等を踏まえて、ワーキンググループ委員の皆様には、引き続きご検討をお願いいたします。なお、最終的には、本場と食肉市場の経営展望を合わせ、横浜市中心卸売市場として策定いただく予定で

す。次回、皆様のご意見を踏まえた修正案を審議のうえ、答申として取りまとめていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

【議題4：その他・令和元年（2019年）における食肉部の臨時開場日の変更について】

事務局より、資料6に基づき説明。

（質疑等）

若杉会長：ただいまの事務局案について、何かご意見ご質問はありますか。

委員：～特に意見等挙がらず～

若杉会長：特にご意見等がなければ、「令和元年（2019年）における食肉部の臨時開場日の変更について」事務局案を承認してよろしいでしょうか。

委員：～異議なし～

若杉会長：ご異議がないようでございますので、案のとおり承認いたします。本日、予定しておりました議題は、以上でございます。

【閉会】